

主たる営業所等の届出について

1 概要

改正法の施行前に、主たる営業所等を公安委員会に届け出た古物商等で、改正法の施行の際に許可を受けている古物商等は、改正後の古物営業法の許可を受けているものとみなされる(改正法附則第2条第1項及び第3項(別紙1参照))。

※ 古物商等とは、古物商及び古物市場主をいう。

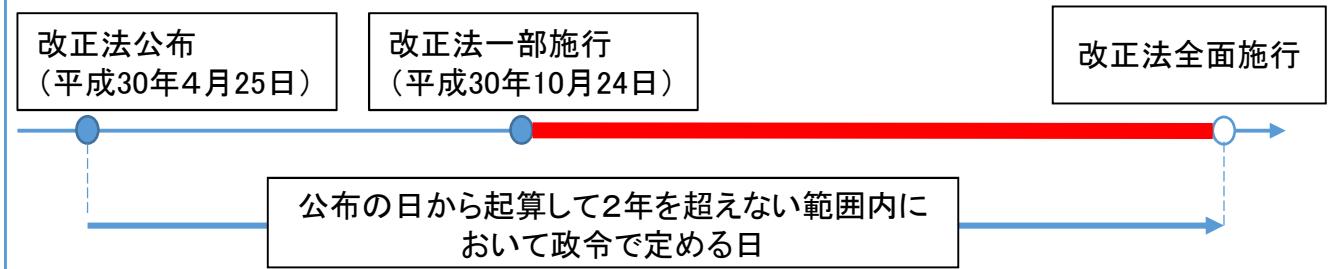
- 改正法の施行後も引き続き古物営業を続ける予定の古物商等は、主たる営業所等の届出を行う必要がある。(届出を行わない場合には、改正後に改めて許可を申請・取得することとなる。)

※ 営業所・古物市場が1つしかない場合又は1つの県内にしか営業所・古物市場がない場合にも主たる営業所等の届出が必要となる。

- 改正法の施行前に主たる営業所等の届出を行った後で、その届出内容に変更があった場合には、再度、主たる営業所等の届出を行うとともに、必要に応じて法第7条の規定に基づく変更の届出を行う必要がある。(再度の届出を行わない場合には、改正後に改めて許可を申請・取得することとなる。)

2 届出の提出時期

届出は、改正法の一部施行日(平成30年10月24日)から改正法の全面施行日(公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日)までの間に行う必要がある。



3 届出内容及び届出先

<届出内容>

- 主たる営業所又は古物市場の名称及び所在地
 - その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地
- ※ 実際の届出様式は別紙2参照

<届出先>

- 主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長
- ※ 届出のイメージは別紙3参照

4 許可証(全面施行後。2県以上から許可証の交付を受けている古物商等のみ。)

改正法による改正後の古物営業法の許可を受けているとみなされた古物商等であって、複数の公安委員会から許可を受けていたものは、施行日(全面施行日)から1年を経過する日までの間に、国家公安委員会規則で定める書類及びその者の有する全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。(改正法附則第3条第2項(別紙1参照))

古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)

附 則(抄)

(旧法許可に関する経過措置)

第二条 古物商又は古物市場主は、この法律の施行前においても、国家公安委員会規則で定めるところにより、その主たる営業所(営業所のない者にあっては、住所又は居所をいう。以下同じ。)又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出ることができる。

2 (略)

3 この法律の施行前に第一項の規定による届出をした古物商又は古物市場主であって、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の古物営業法(中略)第三条の規定による許可(次条において「旧法許可」という。)を受けているもの(当該届出をした日からこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間に当該届出の内容の全部又は一部について変更があった者を除く。)は、それぞれ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会によるこの法律による改正後の古物営業法(中略)第三条の規定による許可(次条において「新法許可」という。)を受けているものとみなす。

(旧許可証に関する経過措置)

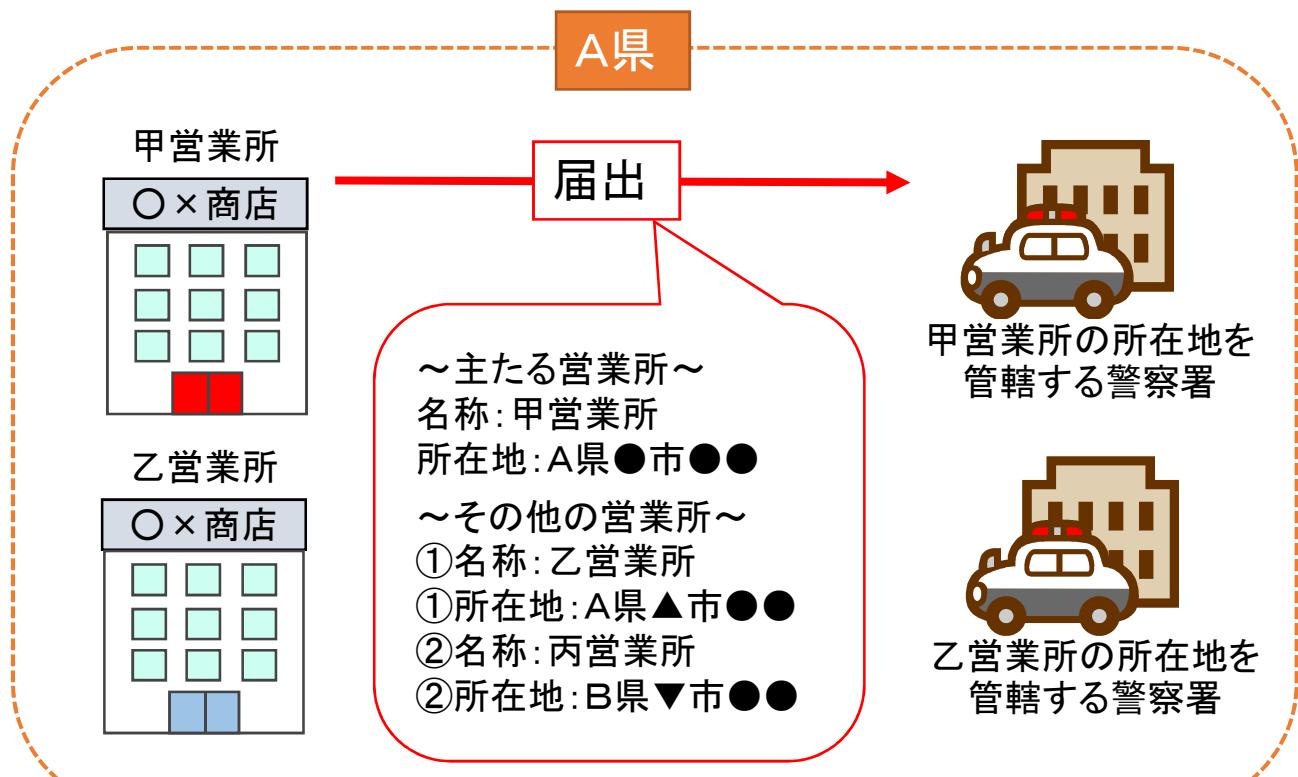
第三条 前条第三項の規定により新法許可を受けているものとみなされる者(次項において「みなし新法許可者」という。)であって、一の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場についてのみ旧法許可を受けていたものについては、当該旧法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証(以下この条において「旧許可証」という。)は、新法許可に係る同項の許可証とみなす。

2 みなし新法許可者であって、二以上の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場について旧法許可を受けていたものは、施行日から一年を経過する日までの間に、国家公安委員会規則で定める書類及びその者の有する旧法許可に係る全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証の交付の申請をしなければならない。

3 (略)

4 第二項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間(施行日から一年を経過する日までの間に限る。)は、同項に規定する旧許可証は、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

～主たる営業所等の届出のイメージ～



うちの店はA県に2店舗、
B県に1店舗あるな。
主たる営業所は甲営業所
にして届出しよう。